

業務指示書

ブータン国緊急時通信体制整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

(○) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：通信にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1）（1）と（2）を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2）（4）要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○） 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／通信開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：通信に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブータン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機材計画】

- 1) 類似業務の経験：通信機材に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ブータン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 携帯ネットワーク／バックアップ設計】

- 1) 類似業務の経験：電気通信に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）
携帯ネットワーク及びバックアップ設計に係る業務経験があることが望ましい。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(BTN1 = 1.5209 円 , US\$1 = 102.129 円 , EUR1 = 114.257 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカ―オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/通信開発計画
機材計画
携帯ネットワーク/バックアップ設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

10.17 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月4日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

ブータン国緊急時通信体制整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任／通信開発計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 機材計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 携帯ネットワーク／バックアップ設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ヒマラヤ山脈の東端に位置し国土のおよそ半分が標高 3,000m 以上の急峻な地形にあるブータンでは、安定的な通信手段の確保は、地域との連絡手段として必要不可欠である。また、地震、氷河湖決壊洪水、土砂災害、サイクロンなどの自然災害が頻繁に発生しており、災害時におけるより確実な通信手段の確保が課題となっている。特に携帯電話については市民の主要な情報伝達の手段となっており、普及率が年々急激に増加しており、2014 年の普及率が 84.3% (出典:「Annual Info-Comm and Transport Statistical Bulletin 6th edition」(ブータン情報通信省、2016 年)) と固定電話の普及率 3.4% を大きく上回っている。他方、ブータン政府はこれまでに、固定電話設備のバックアップ整備をおおむね完了させているものの、予算の問題もあり携帯電話の通信ネットワークについてはバックアップ設備の整備が十分に進んでおらず、既存の主要設備は首都ティンプーにしかない状況にある。2015 年 4 月に発生したネパールでの大地震の際には、ブータン国内で回線輻輳が発生し携帯電話での通話ができなくなったほか、上記に記載した携帯電話の通信に関するバックアップ体制の脆弱性が懸念されるようになった。かかる状況の下、ブータン政府は我が国に対して、より強固な携帯電話の通信設備の整備を主な内容とする無償資金協力「緊急時通信体制整備計画準備調査」(以下「本事業」)を要請した。

ブータンの「第 11 次五ヶ年計画 (2013 年～2018 年)」においては、通信インフラの整備を重点事項として挙げている。また、ブータン政府は、2013 年にブータン通信放送政策 (Bhutan Telecommunication and Broadband Policy) を策定し、防災対策のため、国際標準に則り、強固な通信システムを確立することを掲げている。我が国も対ブータン国別援助方針 (2015 年 5 月) における重点目標としても「脆弱性の軽減」を定めている。本事業を通じて、携帯通信ネットワークへのアクセス環境が改善され、自然災害時の通信断絶リスクの軽減を実現することから、安定性の高い通信ネットワークが確保され、上記の各開発政策の実現に寄与することが期待される。

本業務は以上をふまえ、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標

携帯通信システムの信頼性向上が図られ、災害時における携帯通信回線の途絶が回避される。

(2) プロジェクトの成果

携帯通信制御システム設備が整備される。

(3) 活動の概要

1) 機材の内容

通信ネットワーク装置機材一式 (詳細は配布資料「要請書」の通り)

2) コンサルティング・サービス／ソフトコンポーネントの内容
本調査にて確認

(4) 対象地域

ブータン全土（ただし、機材の設置場所はティンプー¹を想定）

(5) 関係官庁・機関

ブータンテレコム² (BT : Bhutan Telecom)

3. 調査の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 調査の範囲

本調査は、ブータンで実施する「緊急時通信体制整備計画」について、「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICA がブータン側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 業務の実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。本指示書を踏まえた上で、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、必要に応じプロポーザルに記載して提案することを認める。

(2) 現地調査の方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を予定している。

それぞれの現地調査に際しては、JICA から調査団員を参加させることを想定している。

¹ BT 本社に建設中の建物に設置することを想定。本事業開始までに建物の建設は終了する見込み。

² ブータンの通信事業を担う国営企業。携帯通信も扱っており、全国で事業を展開する唯一の企業となっている。

(3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階の前後においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 第一回現地調査派遣

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 第二回現地調査（報告書案説明）派遣

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(4) 実施機関の運営状況

実施機関である BT の組織体制や職員数、予算、民営化やコンセッションの状況、既存の携帯電話の通信設備の状況等について調査する。また、将来にわたり調達機材が適切に使用されることを確認するため、現在の実施機関の機材・人員体制・予算・維持管理能力・資産管理方法・スペアパーツの調達経路等に加え、将来の維持管理計画方針を調査する。なお、現段階で確認できている情報については、配布資料「BT 関連情報」を参照すること。

(5) 協力対象事業実施にあたっての留意事項

調達機材の維持管理に適切な機材整備計画を提案すること。また、政治的環境の変化、人材の離退職等、プロジェクトの円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項があれば整理すること。

(6) バックアップ設計及び機材の設置場所

ブータン側からの要請では、現在ティンプーにある第3世代携帯電話(3G)に対応した既存機材を別の都市(ジャカールを想定)に移設しバックアップ設備として活用し、本事業で整備する機材をティンプーに設置し、メインシステムとして活用することが期待されている。³新たな設備をメインシステムとして活用し、既存の設備をバックアップ設備として活用することが、機器の仕様、運用上実現可能であるか検証し、適切なバックアップ設計を行うこと。その際、上記(4)で調査する民営化やコンセッションの状況をふまえ、本事業で実施するバックアップの定義をどこに設定するのか(BCP まで見据えたものとするのか、サーバー冗長化のみとするのか等)に留意すると共に、本体事業においてバックアップ側の設定変更や試験までスコープに含める場合に生じるリスクも十分に考慮し、その事業範囲については複数の案を検討すること。なお、既存機材の移設を行うこととなった場合には BT により実施される見込みであり、移設先の用地確保などは本事業のスコープ外となるため、後述の通り本事業において環境社会配慮はカテゴリ-C としている。

³ ただし、本事業で整備する機材は、既存機材が現在設置されている建物とは別の建物に設置される予定である。

ただし、必要に応じて、本調査の中でも防災の観点から移設先として適切な場所や条件等について BT に対して助言を行うことが求められる。

(7) 機材構成

ブータン側からの要請では、本事業で Long Term Evolution (LTE) に対応した機材の導入が求められているものの、ブータン国内では、現在のところ 3G 回線が主流となっており、首都ティンプーの一部地域でのみ LTE の導入が開始されている状況である。他方、情報通信分野は技術革新が速いことから、JICA が過去に実施した通信案件では、機材導入段階では過剰な仕様とされていた機材が結果として長期にわたり利用されているという事例も見られる。したがって、LTE に対応した機材の導入妥当性を含め、仕様の検討に際しては汎用性、拡張性を十分に考慮し、長期にわたり利用可能な機材となるよう留意する。例えば、仮に本事業において LTE 機材を導入した場合、日常的には LTE/3G によるネットワークが利用され、緊急時には別の場所に移設された既存機材を基にした 3G によるネットワークが利用されることを想定している。

また、ブータン側からの要請ではソフトウェアも含まれているものの、その詳細については明らかとなっていない。したがって、本調査の中で必要なソフトウェアについても検討を行い、それらをふまえて必要となる機材の種類・数量を確定すること。

(8) システム運用管理体制及び人材育成

既存機材については、BT 内にある Operations Division が維持管理を担当している。既存の携帯電話の通信コアネットワークの維持管理については、Operations Division の下にある Network Services Section 内の Core Network 部と Access Network 部が担当している。Network Services Section はティンプー市にあり、2015 年 12 月現在、11 名のエンジニアと 5 名の技術オフィサー、7 名の技術士がいる。このほか、各地にある携帯基地局については地域ごとに維持管理を行っている。現在までのところ、既存の携帯電話の通信ネットワークの維持管理体制に特段の問題は見られないほか、BT からは、本事業により通信ネットワークの容量が増加した場合には、必要人材を確保する旨のコメントが出されている。コンサルタントは、本調査の中でシステム運用体制について改めて確認するとともに、事業完了後の体制についても調査を行い、必要に応じてソフトコンポーネント等による技術支援の必要性を確認する。特に、民営化やコンセッションの状況をふまえ、システム運営を外注化している場合、それにかかる費用や将来のシステム更改にかかる予算計上の見込みについて十分に確認すること。また、ソフトウェアの維持管理についてはライセンス費用負担、技術サポート、運用に必要な技術不足等問題が生じやすいため、慎重に対応を検討すること。

(9) 定量的指標の設定

携帯通信回線帯域、携帯電話普及率や通信不通時間等、本事業により期待される成果を定量的指標として示すことが出来るよう検討する。

(10) 環境社会配慮

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、同環境社会配慮ガイドラインに基づくカテゴリーをCとしている。

(11) ジェンダーへの配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、女性や子供等社会的弱者への配慮を行うこととする。

(12) 設計・積算の実施

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2016年4月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル」(補完編・別冊を含む)(以下、設計・積算マニュアル)に基づく。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料(設計総括表、積算総括表等)の作成を行う。なお、設計・積算の精度は入札に対応できる精度を確保するとともに入札不調・不落とならないように必要十分な積算を行うこと。

(13) 報告書・提出物等の作成

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2015年4月改訂版)(以下、無償報告書ガイドライン)を参照すること。その際、機密情報が含まれる可能性を考慮し、報告書の公開範囲をブータン側と確認する。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成し、JICA ブータン事務所を通じ、先方政府関係者に配布する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAからの参加団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。また、事前に送付した質問票を回収し、内容を分析する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) ブータンにおける情報通信分野における上位計画の有無とその内容を確認し、本事業の位置づけ及び意義をレビューする。
- 2) ブータンにおける防災組織間の緊急時における連絡手段を確認し、携帯電話の防災関連事業における位置づけを確認する。
- 3) ブータン国内における情報通信分野(特に携帯電話)の各種データや現状、課題をレビューし、本事業の重要性・必要性を確認する。

4) 本事業に係る他ドナー、国際機関、民間企業の最新動向を確認する。

(4) 事業の実施・維持管理体制の確認

事業実施機関である BT の組織・権限・人員構成や最近 3~5 年間の予算状況、技術水準等をレビューし、本事業の実施機関として、また、その後の維持管理に向けて、体制に問題がないか確認する。

(5) サイト状況調査

本調査にて行う設計、積算について必要な精度を確保するため、資機材の整備状況に関する以下の調査を行う。

- 1) 既存機材の状況（稼動状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制等）
- 2) 設置予定場所の状況（広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等）
- 3) 設置条件
- 4) 既存機材移設予定先の状況（広さ、機材配置、空調、電力（停電対策含む）等）

なお、上述項目以外に必要なと判断される調査が考えられる場合は、プロポーザルで提案することとする。

(6) 将来需要予測

上記 6. (3) で確認したブータンの情報通信分野における政策等をふまえ、将来ブータンで普及する見込みの携帯電話の規格を確認し、機材仕様書の作成に反映する。あわせて、上記規格の既存の通信回線使用状況データ、インターネットユーザ及び携帯電話利用者数の推移、通信トラフィックの推移等を収集し、本プロジェクト完了後の改善効果、将来需要予測を実施する。必要に応じて、本データを定量的指標の設定に活用する。

(7) 事業継続計画

上記調査 6. (5) (6) を踏まえ、本調査にて行う設計、積算について必要な精度を確保するため、事業継続計画について BT と協議を行い、特にバックアップ仕様、防災計画の方針、追加要員の確保要否等について確認を行う。

(8) 調達事情調査

- 1) 労務状況、労務関連法規を確認し、機材仕様や据付計画に反映させる。
- 2) 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。
- 3) スペアパーツ等、維持管理段階で必要となる部品の調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費等）を確認するとともに、競争がされるよう、必要に応じてロット分け等の検討を行う。

(9) 事業内容の計画策定

調査結果及び JICA との協議を踏まえ、事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

る。

1) 要請内容の精査

要請資機材（品目・仕様・数量）の精査を行う。特に、上記5.（7）記載の通り、機材の仕様（規格）については JICA と十分に協議を行い決定すること。また、ソフトウェアについても内容について JICA と十分に協議を行い決定すること。

2) 基本計画（機材仕様）

現地調達事情、実施後の維持管理等を勘案し、設計方針を整理したうえで、それを基に本事業の基本計画（機材仕様）を検討する。また、据付に必要な機材をコンポーネントに含める場合には、据付計画もあわせて策定する。

3) 施工・据付計画

- ・ 施工・据付方針
- ・ 施工・据付上の留意事項
- ・ 施工・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工・据付監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

(10) 相手国側負担事項の概要

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。また、システムの切り替え、被災試験の実施等に際し、通信遅延等の手続き、周知等 BT 側で実施すべき作業が想定されるため、その内容についても整理を行い、その実施の確認を行う。なお、本プロジェクトでは BT 本社内に建設中の建物への機材整備を想定しており、原則的に非自発的住民移転が生じないと見込まれるが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。その際、事前にブータン国内で過去5年程度に実施された無償資金協力の調査報告書などをレビューしておくことが望ましい。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は本体実施時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(11) 環境社会配慮調査

ブータン側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本計画のカテゴリーを確認するとともに、本計画の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

(12) 運営維持管理計画の検討

本事業の実施機関である BT の人員配置計画、予算措置、維持管理に関する技術的能力、財務状況、維持管理にかかる費用、システム更改予算等を確認したうえで、ソフトウェアを含む運営維持管理計画を検討する。

検討にあたっては、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理すること。特に、継続的・即応的な応急対策処置のための運営維持管理業務の担保に留意すること。また、ブータン全体の財政状況、情報通信関係予算配分状況、実施機関の人員・技術的能力も併せて調査し、適切な維持管理が行えることを確認し、要すれば支援策についても検討する。

(13) ソフトコンポーネントの検討

本事業ではソフトコンポーネントを想定していないものの、上記 5.(8) の通り、先方側での実施業務もしくは将来的なシステム拡張に必要となる試験実施、システム移行、事業完了後の維持管理等に関してソフトコンポーネントによる技術支援の必要性を検討する。また、上記 5.(6) に関連し、先方側での実施項目とする事項に関し、ソフトコンポーネントによる技術支援の必要性についても検討を行う。ソフトコンポーネントが必要と判断された場合、第 1 回現地調査の後、現地調査結果概要の提出とあわせてソフトコンポーネント計画書も提出すること。

(14) 概略事業費の積算

事業の概略事業費、及び事業の維持管理費の概略事業費を積算する。

積算にあたっては、「設計・積算マニュアル」に準拠して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることにする。なお、設計・積算の精度は入札に対応できる精度を確保すること。具体的積算にあたっては、上記マニュアルの機材編に準拠して積算を行う。

(15) 事業実施にあたっての留意事項の整理

円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(16) 想定される事業リスクの検討

概略設計後、本体実施にあたり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。また、事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に、事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法についても検討すること。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面共に検討し、ソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(17) 事業の評価

事業の評価を DAC 評価 5 項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整

理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、i) 携帯電話普及率、ii) 通信不通時間を想定しているが、他に定量的効果について提案があればプロポーザルにて記述するとともに、効果の測定にあたりベースラインの調査が必要となる場合には、同じくプロポーザルに、その所要概算額も含めて提案する。また、本調査の結果、より適切な指標が考えられる場合は調査段階で JICA に提案すること。なお、定量的指標は、JICA との協議の上、決定した上で調査の要否を判断するため、現時点において、本調査の見積もりへの反映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

(18) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(19) 準備調査報告書（案）の説明・協議

準備調査報告書（案）をブータン政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備など、相手国側による事業の技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策、相手国負担事項、非公開とすべき内容について十分説明・協議する。

(20) 準備調査報告書等の作成

ブータン政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書等の成果品を作成する。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約にかかる最終成果品は（8）～（10）とする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

成果品	提出時期	部数
(1) 業務計画書	2016年12月中旬	和文3部
(2) インセプション・レポート	2016年12月下旬	英文15部
(3) 現地調査結果概要	2017年2月中旬	和文10部
(4) 準備調査報告書（案） （※機材仕様書（案）含む）	2017年7月中旬	和文10部 英文15部
(5) 概略事業費（無償）積算内訳書 （※事業費ドナー比較資料含む）	2017年7月中旬	和文2部
(6) 機材仕様書	2017年7月中	和文2部

	旬	英文 2 部
(7) 概要資料	2017 年 9 月中旬	和文 1 部及び CD-R1 枚
(8) 準備調査報告書	2017 年 11 月中旬	和文 (製本版) 10 部及び CD-R1 枚 英文 (製本版) 15 部及び CD-R3 枚 和文 (簡易製本版) 2 部及び CD-R1 枚
(9) デジタル画像集	2017 年 11 月中旬	CD-R2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)
(10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	2017 年 11 月中旬	英文 5 部

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (5) については 2015 年 4 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル (試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン (2014 年 10 月改訂版)」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書 (和文: 製本版) には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書 (和文: 簡易製本版) を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2010 年 3 月)」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本 (ホッチキス止め可) とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 工程計画

2017年1月上旬より第一回現地調査を行い、2017年8月上旬に第二回現地調査を実施することを予定している。第二回現地調査後、2017年11月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

約16.45M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 業務主任/通信開発計画(2号)
- イ) 機材計画(3号)
- ウ) 携帯ネットワーク/バックアップ設計(3号)
- エ) ソフトウェア
- オ) 維持管理計画
- カ) 調達事情/積算

3. 配布資料

要請書及びBT関連情報

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 第一回現地調査

- 1) 団員構成：総括（JICA）
協力企画（JICA）

2) 調査行程：約10日間

3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二回現地調査（報告書案説明）

- 1) 団員構成：総括（JICA）
協力企画（JICA）

2) 調査行程：約7日間

3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 機材

本調査では、コンサルタントが調達する機材は特に想定していない。

6. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託による業務は特に想定していない。

7. 見積もりの分離

本プロジェクトでは航空賃以外に見積もりの分離は特に想定していない。

8. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-5 および様式-6 を準用した表を添付する。

(3) 団員構成の考え方

本調査は、携帯通信に関する知識・能力が求められることから、通信分野の中でも、特に携帯通信に関する業務経験を有することが望ましい。

(4) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(6) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談

窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

